

## グループ発表「集団的自衛権」反対派 国際関係

2015/05/19

橋本ゼミ 3年 山上咲子

### 1. アメリカとの関係

集団的自衛権を日本が行使することは、日米安保条約から見ても問題があります。

まず、安保条約第5条は、

「日本国篠市政のもとにある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処する世に行動することを宣言する」

と規定しています。

すなわち、これは日本の「施政下にある領域」に対する武力攻撃を対処とし、日米の「共同対処」を定めたものであり、日本の領域外における集団的自衛権の行使を前提としていないのです。

したがって、日本が集団的自衛権を行使するためには、第5条の規定を変える必要がある、ということになります。

さらに安保条約第6条は、『極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため』に、アメリカの陸軍・空軍・海軍が日本の『施設及び区域』を使用できることを定めています。すなわち、アメリカの極東での軍事作戦における、一方的行動のために、米軍が日本の基地を自由に使用できることを意味しています。

#### ●安保条約 「片務的」から「双務的」へ

ここで、日米安保条約の変遷について振り返ります。

1951年に制定された旧安保条約は、米軍が極東において自由に軍事行動をすることを認めると同時に、日本が米軍に基地を提供することを認めさせること、その一方で、アメリカは日本を防衛する義務を負わない、ということを決めた、「片務的」なものでした。

このような片務的な条約を改正しようという動きが、1954年以降の鳩山一郎政権以来、強まりました。そして、マッカーサーによって、日本有事の際の『日米共同対処』という方向で旧安保条約を改定し、不平等性を改善すべきことが提案されました。

そして1960年に現行の安保条約が制定されました。この新安保条約では、憲法改正と集団的自衛権を行使することが前提条件とされていましたが、それは棚上げされ、「双務的」な条約を締結することが優先されました。

したがって、今後日本が集団的自衛権の行使に踏み出すのであれば、このような安保条約を改正または撤廃することが求められます。

また、もしこの安保条約が改定されないまま、集団的自衛権を行使することがあれば、新たな『片務性』が生み出されることとなります。なぜなら、日本が集団的自衛権を行使する

一方で、『極東条項』によってアメリカは極東での自由な軍事行動を許される、という状況になるからです。

#### ●安保共同宣言

アメリカが日本に対して集団的自衛権の行使容認を迫っていることの根拠の一つとして、安保共同宣言が挙げられます。

安保共同宣言は 1996 年、東アジアに依然として不安定性が存在することに対してなされました。それは、

「日米安保条約を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、21 世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続ける」

と述べています。

しかし、これは日米安保条約が、在日米軍は「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する」と定めていることに、明らかに矛盾するものです。

#### ●アーミテージ報告

さらに、2000 年に「米国と日本：成熟したパートナーシップに向けた前進」という報告書が発表されました。この報告書によって、有事立法の制定、平和維持・人道援助への参加、1994 年の北朝鮮の核開発を念頭に置いたミサイル防衛協力、軍事力の分担の推進などが実現されました。そして、集団的自衛権の行使の容認についての問題のみ、現在もなお議論されています。

すなわち、アーミテージ報告は、「日本の米国への軍事協力化」をあらわすものだったと言えます。

## 2. 中国・韓国・北朝鮮との関係

安倍首相は、日本国内で経済格差の拡大、貧困層の増大で、偏狭なナショナリズムが台頭している中で、中国と朝鮮の脅威を強調し、「日本を取り巻く安全保障環境の激変」を述べています。そして、集団的自衛権の行使容認は、『抑止力』を増すと云います。

しかし、中国や朝鮮が日本を侵略することは考えられないと言えます。東アジアにおける経済大国である中国が、国境を越えて経済活動をしている中で、日本に戦争をしかけるようなことがあれば、中国は国際関係から完全に孤立してしまうと考えられるからです。

#### ●中国脅威論

アメリカが、日本に集団的自衛権の行使容認を求める理由として、『中国脅威論』が挙げられます。

アメリカは、『アメリカとアジア』報告において、

「もっとも重要な変化の一つは台頭する勢力としての中国の登場、その軍事力の現代化計

画及び東アジア地域における増大するプレゼンスである」

と述べています。

さらに、

「短期的には、台湾に対する中国の武力行使の可能性にどう対応するかという問題が際立っている」

「町域的には、特に中国が地域的優越の政策を追求する場合には、中国の力の増大が地域及びアメリカの戦略・軍事力にとって重大な意味を持つことになるだろう」と指摘しています。

すなわち、アメリカは、中国を脅威とする軍事戦略を行うことを明らかにしています。このように、アメリカと中国の軍事衝突の可能性を考えたからこそ、その戦争態勢づくりの一端として、日本が全面的にアメリカに軍事協力すること、日本が集団的自衛権の行使することを求めるようになったのです。

このような中国脅威論が日本ではしきりに議論されます。しかし、この報告において、中国が先手を取って台湾を侵略するとは述べられていません。ここで考えなければならないことは、中国が台湾に対して軍事行動をとることを強いられるような原因を台湾側が作り出すことによって、米中軍事衝突が現実化することになる、ということです。

台湾が独立を宣言する行動に出なければ、米中軍事衝突のなかに巻き込まれることはありません。だから、日本がしなければならないことは、台湾が軽挙妄動しないように働きかけることであり、台湾が独立を宣言するようなことがあってはならないのです。

#### ●日中平和条約

また、日中間には1978年に締結された日中平和条約があります。

この条約は、

「両締約国は、主権および領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等および語形並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和と友好関係を発展させるものとする。相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力または武力による威嚇に訴えないことを確認する」

と謳っています。

よって、中国の海洋進出などの軍事的脅威を強調し、米国との軍事同盟の強化を叫ぶ政治家や報道関係者は日中平和条約に違反しているといえます。

#### ●北朝鮮脅威論

2007年の安保法制懇の報告書によると、「米国に向かうかもしれない弾道ミサイルを我が国が打ち落とす能力を有するにもかかわらず撃ち落とさないという選択肢はあり得ない」と述べられました。すなわち、北朝鮮が米国のハワイやグアムをミサイルで攻撃して日本の上空を通過する際に、それを撃ち落とすためには集団的自衛権を行使する以外にない、と言っています。

ここでの問題点は、「撃ち落とす能力を有するにもかかわらず」ということが非現実的である、ということです。なぜなら、北朝鮮のミサイルの高度が最高高度で 300 キロぐらいに達するのに対し、日本の迎撃ミサイルの迎撃可能高度は、100～160 キロ程度であるというデータがあるからです。

つまり迎撃は不可能なのです。報告書では、「集団的自衛権は全体として軍備のレベルを低く抑えることを可能とするものである」と述べていますが、逆に、新たな迎撃ミサイルの導入によって巨額が必要とされることとなるのです。

そして、根本的な問題は、『何を目的に北朝鮮は米国を攻撃するのか』という動機の問題が完全に捨象されていることです。政治的動機の問題が、国際政治においては決定的に重要とされるのに、この問題においてその前提が欠落しているのです。

仮に、北朝鮮がアメリカにミサイル攻撃をすれば、アメリカはそれを奇貨として、ピョンヤンを壊滅させる軍事作戦を全面展開することが考えられます。このようなピョンヤンの壊滅や体制崩壊を覚悟して、アメリカを攻撃することは考えられません。

### 3. その他の国際関係

#### ●世界で集団的自衛権が行使された例

- ・アメリカ  
1958 レバノン・1965 ベトナム・1988 ホンジュラス・1990 ペルシャ湾地域
- ・ソ連・ロシア  
1956 ハンガリー・1968 チェコスロバキア・1980 アフガニスタン・1993 タジキスタン
- ・イギリス  
1958 ヨルダン・1964 南アラビア連邦・2001 アメリカ
- ・フランス  
1986 チャド

このように、歴史的にみると、多くの集団的自衛権の行使国は大国であり、大国が小国へ侵攻・侵略するときに『悪用』されています。すなわち、集団的自衛権とは実際には、「他衛権」であり、「侵略権」であると言えます。このような実態から考えると、現在の国際情勢の下では、国連加盟国に個別的自衛権の行使を認めることはやむを得ないとしても、集団的自衛権の行使については再考すべきです。

#### ●アメリカ以外の対象国

安保法制懇において、集団的自衛権の行使の対象国として、アメリカ以外にオーストラリア、インド、東南アジア諸国が挙げられています。

- ・オーストラリア

日本とオーストラリアは、ともに、アメリカの同盟国として安全保障分野において戦略的利益を共有する関係にあります。そして、2007 年の日豪安保共同宣言においては、アジア・

太平洋地域等の平和・安定のため、安全保障分野における日本・オーストラリアの協力を強化することを確認しました。

- ・インド

2008年の日印安保共同宣言では、日本とインドの安全保障分野における協力の指針が確認されました。インドは、日本と中東・アフリカを結ぶシーレーンの要所に位置し、地政学上、日本にとって重要な国です。

- ・東南アジア諸国

海洋進出を活発化させる中国に対して、東南アジア諸国は領土問題を抱えています。日本はそのような国々と協力して、中国をけん制しようと考えています。その協力方法の一つとして、集団的自衛権があるのです。

そしてそれぞれの国は、日本の集団的自衛権の行使容認について、自国の国益に基づいて賛否を示しているのである。